

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和4年

奈良市議会9月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和4年10月1日施行予定の事項（育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等）に係る条例（案）改正予定事項の送付等について（通知）（令和4年5月18日付総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡） ・人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正等について（令和4年10月1日施行の育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等関係）（令和4年6月17日付総行公第84号、総行給第44号） 	4 制定改廃の概要	<p>1．非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子の出生後57日間以内に育児休業をしようとする場合の要件を次のとおり緩和する。（第2条、第3条の2関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">改正前 子が1歳6か月に達する日まで引き続き雇用されることが見込まれること</p> <p style="padding-left: 2em;">改正後 子の出生日から起算して57日間と6月を経過する日まで引き続き雇用されることが見込まれること</p> <p>2．子が1歳以降の一定の場合に取得することができる非常勤職員の育児休業について柔軟な取得を可能とするための措置に関する規定を追加する。（第2条、第2条の3、第2条の4関係）</p> <p>3．任期付職員について、任期更新等により引き続いて育児休業を取得する場合、直前の育児休業を取得回数に含めないこととする。（第3条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記通知を踏まえ、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置が講じられたことに準じ、本市の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行う。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員 以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>
<p>の規定に該当する場合にあっては、2歳 に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p>	<p>る日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p>
<p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p>	<p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてい</u></p>

現行	改正案
<p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u></p>	<p><u>る場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が</u></p> <p>____、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲</p>

現行	改正案
<p>_____ 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする _____ 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする _____ 地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 略</p>	<p>げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</p>

現行	改正案
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号_____のいずれにも該当するとき</p> <p>_____とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が</p> <p>_____、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</p> <p>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>

現行	改正案
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) その任期_____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の_____翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書_____により任命権者に申し出た場合に限る。)</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの_____が、当該任期を_____更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日_____を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書_____により任命権者に申し出た場合に限る。)</p>

現行	改正案
(7) 略	(7) 略

条例制定改廃調書

1 名 称	職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） ・ 定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備について（通知）（令和4年3月18日付総行公第20号総務省自治行政局公務員部長通知） ・ 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第号） ・ 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第号） 	4 制定改廃の概要	1．地方公務員法の改正及びそれに基づく奈良市一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、降給に関する規定について附則に追加する。（附則第3項、附則第4項関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法律の改正を受け、本市における職員の定年の引上げを実施する（上記奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による。）にあたり、その降給に関する所要の規定の整備を行う必要があるため。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>(降給に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)附則第27項及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の規定の適用については、当分の間、同条中「降給」とあるのは、「降給(奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)附則第27項及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)附則第4項の規定による降給を除く。以下同じ。)」とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用を受ける職員には、市長が規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</u></p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） ・ 定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備について（通知）（令和4年3月18日付総行公第20号総務省自治行政局公務員部長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1．定年となる年齢の引上げ（第3条、附則第4項関係） 現行、職員の定年は60歳と定められているが、これを65歳に引き上げる。ただし、経過措置として2年に1歳ずつ段階的に引き上げるものとする。</p> <p>2．管理監督職勤務上限年齢制の導入（第7条関係） 管理監督職の職員は、管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に異動させる制度を導入することで、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持する。</p> <p>3．定年前再任用短時間勤務制の導入（第12条関係） 60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職に再任用することができる制度を導入する。</p> <p>4．再任用制度の廃止（附則第3条、附則第4条、附則第10条関係） 制度改正に伴い、従来の再任用制度は廃止する。ただし、経過措置として、定年の段階的な引上げ期間においては、65歳まで再任用できるよう、暫定再任用として現行制度と同様の任用ができるよう措置する。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法律の改正を踏まえ、本市における職員の定年の引上げを実施するとともに、これに伴う諸制度を導入するため。 		
5 施行期日	公布の日、令和5年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市職員の定年等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 定年制度(第2条 第5条)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条 第11条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</p> <p>第5章 雑則(第13条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p>
<p>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、診療所、保健所等において</p>	<p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢65年とする。</p>
<p>医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこと</p>	<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこと</p>
<p>となる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</p>	<p>となる場合において、次に掲げる事由がある」と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第</p>

現行	改正案
<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により</u>_____公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による</u>_____欠員を容易に補充することができないとき_____。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由_____が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、_____1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日</u>_____の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければなら</u></p>	<p><u>9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が<u>引き続きある</u>と認めるときは、市長の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければなら</u></p>

現行	改正案
<p>ない。</p> <p>4 任命権者は_____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつた_____と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</p> <p>5 略 (定年に関する施策の調査等)</p> <p>第5条 略</p>	<p>ない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする_____。</p> <p>5 略 (定年に関する施策の調査等)</p> <p>第5条 略</p> <p style="text-align: center;">第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第22条に規定する管理職手当を支給される職員の職(診療所、保健所等において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。 (管理監督職勤務上限年齢)</p> <p>第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任を行うに当たつて遵守すべき基準)</p> <p>第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の勤務実績及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。</p> <p>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管</p>

現行	改正案
	<p><u>理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の他の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著し</u></p>

現行	改正案
	<p><u>い支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p>第10条 <u>任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p>第11条 <u>任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p> <p>第12条 <u>任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上</u></p>

現行	改正案								
<p>附 則 1～3 略</p>	<p><u>退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>附 則 1～3 略 <u>（定年に関する経過措置）</u></p> <p>4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 754 2096 948"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に掲げる職員の定年は、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。</u></p> <p><u>（情報の提供及び勤務の意思の確認）</u></p> <p>6 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

現行	改正案
	<p>」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） ・ 定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備について（通知）（令和4年3月18日付総行公第20号総務省自治行政局公務員部長通知） ・ 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第号） 	4 制定改廃の概要	1．地方公務員法の改正に伴い、減給の効果に関する規定について所要の規定の整備を行う。（第5条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法律の改正を受け、本市における職員の定年の引上げを実施する（上記の条例改正による。）にあたり、減給の効果に関する規定について所要の規定の整備を行う必要があるため。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） ・ 定年引上げに伴う一般職の給与に関する法律の改正を踏まえた地方公共団体における対応について（令和4年3月18日付総務省自治行政局公務員部給与能率推進室事務連絡） ・ 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第号） 	4 制定改廃の概要	<p>1．定年引上げに伴う給料月額（附則第27項関係） 当分の間、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に定年延長者として勤務する職員に対する給料月額を、60歳前の7割水準とする。</p> <p>2．定年前再任用短時間勤務職員に対する給料月額（第7条関係） 原則として、定年引上げ前の再任用職員と同様の取扱いとし、勤務時間に応じた給料月額とする。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・ 上記の法律の改正を受け、本市における職員の定年の引上げを実施する（上記の条例改正による。）にあたり、その給与に関する所要の規定の整備を行う必要があるため。</p>		<p>3．暫定再任用職員に対する給料月額（附則第3項、附則第5項関係） 原則として、定年引上げ前の再任用職員と同様の取扱いとする。</p>
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。ただし、育児短時間勤務職員となつた再任用職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた額に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>第7条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第16条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため次に掲げる交通用具(以下「自転車等」</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第6条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第16条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため次に掲げる交通用具(以下この条において「自転車等」</p>

現行	改正案
<p>という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p>	<p>という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p>
<p>ア・イ 略</p>	<p>ア・イ 略</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p>
<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、同号アに掲げる交通用具を使用する職員にあつては30,000円を、同号イに掲げる交通用具を使用する職員にあつては10,500円をそれぞれ超えない範囲内において市長が規則で定める額(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、同号アに掲げる交通用具を使用する職員にあつては30,000円を、同号イに掲げる交通用具を使用する職員にあつては10,500円をそれぞれ超えない範囲内において市長が規則で定める額(育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>
<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等</p>	<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等</p>

現行	改正案
<p>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>（時間外勤務手当）</p>	<p>（時間外勤務手当）</p>
<p>第17条 勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>第17条 勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの</p>	<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの</p>

現行	改正案
<p>間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間等条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略 （期末手当）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準</p>	<p>間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項</p> <p>の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間等条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略 （期末手当）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準</p>

現行	改正案
<p>日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第18項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p>	<p>日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>定年前提任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項まで及び附則第18項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前提任用短時間勤務職員</u> 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p>

現行	改正案
<p>第27条の2 第11条 から第15条まで、第16条第3項及び第16条の3の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>附 則 1～26 略</p>	<p>第27条の2 第7条第1項から第8項まで、第11条から第15条まで、第16条第3項及び第16条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>附 則 1～26 略 (定年引上げに伴う給与に関する特例)</p> <p>27 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第29項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年奈良市条例第 号)による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号)第3条ただし書に掲げる職員</p> <p>(3) 奈良市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</p> <p>(4) 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</p> <p>29 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、</p>

現行	改正案
	<p>当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第27項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第29項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>32 附則第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第27項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前</p>

現行	改正案																																																																																																																																		
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">給料表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の 区分</th> <th>職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> <th>10級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用 職員</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>以外 の職員</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>再任用 職員</td> <td></td> <td>187,700</td> <td>215,200</td> <td>255,200</td> <td>274,600</td> <td>289,700</td> <td>315,100</td> <td>356,800</td> <td>389,900</td> <td>441,000</td> <td>521,400</td> </tr> </tbody> </table>	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	号給	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	再任用 職員		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	以外 の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400	<p>3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>33 附則第29項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>34 附則第27項から前項までに定めるもののほか、附則第27項の規定による給料月額、附則第29項の規定による給料その他附則第27項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">給料表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の 区分</th> <th>職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> <th>10級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>定年前 再任用 短時間 勤務職 員</td> <td></td> <td>基準給 料月額</td> <td>基準給 料月額</td> <td>基準給 料月額</td> <td>基準給 料月額</td> <td>基準給 料月額</td> <td>基準給 料月額</td> <td>基準給 料月額</td> <td>基準給 料月額</td> <td>基準給 料月額</td> <td>基準給 料月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>187,700</td> <td>215,200</td> <td>255,200</td> <td>274,600</td> <td>289,700</td> <td>315,100</td> <td>356,800</td> <td>389,900</td> <td>441,000</td> <td>521,400</td> </tr> </tbody> </table>	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	号給	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400
職員の 区分		職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																																																																																																																							
	号給	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																								
再任用 職員		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																								
以外 の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																								
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400																																																																																																																								
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																																																																																																																								
	号給	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額																																																																																																																								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																								
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400																																																																																																																								

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） ・ 定年引上げに伴う退職手当及び退職管理に関する条例等の整備について（通知）（令和4年4月14日付総行給第23号、総行女第11号総務省自治行政局公務員部長通知） ・ 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第号） 	4 制定改廃の概要	<p>1．定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、60歳に達した日以後に、非違によることなく退職した者（勤続11年以上）の退職手当の基本額は、「定年退職」として算定するものとする。（附則第14項から附則第18項まで関係）</p> <p>2．定年の引上げに伴う給料月額の変改は、第5条の2に規定する給料月額の減額改定には該当しないものとして、減額前の給料月額が退職日の給料月額よりも多い場合に適用される退職手当の基本額の計算方法の特例（いわゆる「ピーク時特例」）の適用対象とする。（第5条の2関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・ 上記の法律の改正を受け、本市における職員の定年の引上げを実施する（上記の条例改正による。）にあたり、その退職手当に関する所要の規定の整備を行う必要があるため。</p>		
5 施行期日	公布の日、令和5年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の適用を受ける職員で常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の3の規定により任期を定めて採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第10条第8項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法_____第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の適用を受ける職員で常時勤務に服することを要するもの(_____)</p> <p>以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第10条第8項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>

現行	改正案
<p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 略</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>	<p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 略</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>
<p>第5条の3 第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者のうち、奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号)第2条に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに</p>	<p>第5条の3 第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者のうち、奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号)第2条に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに</p>

現行	改正案		
<p>対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略
略			
略			
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。))第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「<u>休職月等</u>」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「<u>調整月額</u>」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。))第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。<u>第8条第4項において「休職月等」という。</u>)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下<u>この項及び第5項において「調整月額」という。</u>)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順</p>		

現行	改正案
<p>位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第10条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) 略</p> <p>2～15 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする</p>	<p>位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第10条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) 略</p> <p>2～15 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずる</p>

現行	改正案
<p>職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公共職業安定所</p>	<p>職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共</p>
<p>の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項の規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>9～14 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>	<p>団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項の規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>9～14 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>
<p>第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員」に</p>	<p>第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p>

現行	改正案
<p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員 _____ に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと</p> <p>き。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合に<u>あつては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員 _____ に対する免職処分を受けたとき。</u></p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員 _____ に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと</p> <p>き。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p>	<p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと</p> <p>き。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）<u>であつた場合には</u> _____、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと</p> <p>き。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p>

現行	改正案
<p>第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条_____において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第5項又は前条第3項において準用する奈良市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当</p>	<p>第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項_____において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第5項又は前条第3項において準用する奈良市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当</p>

現行	改正案
<p>該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般</p>	<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般</p>

現行	改正案
<p>の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員_____に対する免職処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員_____に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員_____に対する免職処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員_____に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>6～8 略 附 則</p>	<p>6～8 略 附 則</p>
<p>1～6 略 （経過措置）</p>	<p>1～6 略 （経過措置）</p>
<p>7 略</p>	<p>7 略</p>
<p>8 当分の間、35年以下（附則第11項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第11項_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。</p>	<p>8 当分の間、35年以下（附則第11項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで並びに附則第11項及び第14項から第22項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。</p>
<p>9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2_____の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第17項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条_____の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者</p>	<p>10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第15項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者</p>

現行	改正案
<p>の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>11・12 略</p>	<p>の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>11・12 略</p> <p>13 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</u></p> <p><u>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</u></p> <p><u>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）</u> ↓</p> <p>とする。</p> <p>14 <u>当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合にお</u></p>

現行	改正案
	<p>ける第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「<u>、第5条又は附則第14項</u>」とする。</p> <p>15 <u>当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「<u>、第5条又は附則第15項</u>」とする。</u></p> <p>16 <u>前2項の規定は、奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第 号）による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u></p> <p>17 <u>奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p> <p>18 <u>当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年退職日」とあるのは「定年退職日（附則第16項に規定する職員以外の者であつて奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第 号）による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例（以下「令和4年旧職員定年条例」という。）第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳に達した日以後における最初の3月31日とし、令和4年旧職員定年条例第3条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第16項に規定する職員に該当する職員にあつては65歳に達した日以後における最初の3月31日とする。）」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の</u></p>

現行	改正案				
	<p>日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第16項に規定する職員以外の者であつて令和4年旧職員定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、令和4年旧職員定年条例第3条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第16項に規定する職員に該当する職員にあつては65歳とする。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</p> <p>19 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「1年」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1042 2107 1139"> <tr> <td>附則第16項に規定する職員以外の者</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>附則第16項に規定する職員</td> <td>65歳</td> </tr> </table> <p>20 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第10条の規定の適用については、第5条の3本文及び第10条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	附則第16項に規定する職員以外の者	60歳	附則第16項に規定する職員	65歳
附則第16項に規定する職員以外の者	60歳				
附則第16項に規定する職員	65歳				

現行	改正案
<p>(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)</p> <p>13 略</p>	<p>21 <u>当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>22 <u>当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)</p> <p>23 略</p>

現行	改正案
14 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員であつた者で引き続き本市の職員となつたものについては、旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員となつた日に、本市の職員となつたものとみなして附則第7項から第12項までの規定を適用する。	24 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員であつた者で引き続き本市の職員となつたものについては、旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員となつた日に、本市の職員となつたものとみなして附則第7項から第22項までの規定を適用する。

条例制定改廃調書

1 名 称	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） ・ 定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備について（通知）（令和4年3月18日付総行公第20号総務省自治行政局公務員部長通知） ・ 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第号） 	4 制定改廃の概要	<p>1．地方公務員法の改正及びそれを踏まえての奈良市職員の定年等に関する条例等の改正に伴い、以下の条例について条項の整理等所要の改正を行う。</p> <p>(1) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第1条による改正）</p> <p>(2) 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第2条による改正）</p> <p>(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（第3条による改正）</p> <p>(4) 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（第4条による改正）</p> <p>(5) 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（第5条による改正）</p> <p>(6) 奈良市職員の育児休業等に関する条例（第6条による改正）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法律の改正を受け、本市における職員の定年の引上げを実施する（上記の条例改正による。）にあたり、それに伴う諸制度を導入するため、条例の整備を行う。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>（非専門的任期付職員の給与の特例）</p> <p>第6条の2 略</p> <p>第6条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条の4第2項第2号の規定の適用については、給与条例第16条の4第2項第2号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>_____」とあるのは「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」とする。</p> <p>4 給与条例第17条第3項の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>_____」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。</p>	<p>（非専門的任期付職員の給与の特例）</p> <p>第6条の2 略</p> <p>第6条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条の4第2項第2号の規定の適用については、給与条例第16条の4第2項第2号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」とする。</p> <p>4 給与条例第17条第3項の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。</p>

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>附 則</p> <p>（<u>施行期日</u>）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（<u>暫定再任用短時間勤務職員に関する特例</u>）</p> <p>2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例 新旧対照表(第3条による改正)

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号_____)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号。以下「定年等条例」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(暫定再任用職員に関する特例)</p> <p>2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号_____)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条~第3条 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号。以下「定年等条例」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条~第3条 略</p> <p>(暫定再任用職員に関する特例)</p> <p>第4条 <u>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表（第5条による改正）

現行	改正案
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項 _____ に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p>

現行	改正案
<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次休暇）</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次休暇）</p>
<p>第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p>	<p>第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p>
<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p>
<p>(2)・(3) 略</p>	<p>(2)・(3) 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条～第4条 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p>
	<p>（<u>暫定再任用短時間勤務職員に関する特例</u>）</p> <p>第5条 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読</u></p>

現行	改正案
	<u>み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。</u>

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奈良市職員の定年等に関する条例（昭和59年奈良市条例第4号_____）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奈良市職員の定年等に関する条例（昭和59年奈良市条例第4号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
<p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例）</p>	<p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定年等条例_____第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例）</p>
<p>第17条の3 略</p>	<p>第17条の3 略</p>
<p>第17条の4 略</p>	<p>第17条の4 略</p>
<p>2 短時間勤務職員に対する奈良市一般職の職員の給与に関する条例第16条の</p>	<p>2 短時間勤務職員に対する奈良市一般職の職員の給与に関する条例第16条の</p>

現行	改正案
<p>4 第 2 項第 2 号の規定の適用については、<u>同条例第16条の 4 第 2 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員_____」</u>とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第 1 項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）」とする。</p>	<p>4 第 2 項第 2 号の規定の適用については、<u>同号_____中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第 1 項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）」</u>とする。</p>
<p>3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第17条第 3 項の規定は、短時間勤務職員について準用する。この場合において、同項中「<u>再任用短時間勤務職員_____</u>」とあるのは、「短時間勤務職員」と読み替えるものとする。 （部分休業を請求することができない職員）</p>	<p>3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第17条第 3 項の規定は、短時間勤務職員について準用する。この場合において、同項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「短時間勤務職員」と読み替えるものとする。 （部分休業を請求することができない職員）</p>
<p>第18条 育児休業法第19条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員_____等」という。）</u>を除く。） （部分休業の承認）</p>	<p>第18条 育児休業法第19条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。） （部分休業の承認）</p>
<p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間等条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員_____等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間等条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>
<p>2・3 略 附 則</p>	<p>2・3 略 附 則</p>
<p>1～3 略</p>	<p>1～3 略 <u>（暫定再任用短時間勤務職員に関する特例）</u></p>
	<p>4 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 6 条第</u></p>

現行	改正案
	<u>1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第18条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。</u>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）第11条による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正 ・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第2条による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1．建築基準法の改正に伴う引用条文の整理を行う。（別表第71項、第76の3の4項、76の3の5項関係）</p> <p>(1) 改正前 第85条第5項 改正後 第85条第6項</p> <p>(2) 改正前 第85条第6項 改正後 第85条第7項</p> <p>(3) 改正前 第87条の3第5項 改正後 第87条の3第6項</p> <p>(4) 改正前 第87条の3第6項 改正後 第87条の3第7項</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法の一部改正に伴い、建築基準法の条項にずれが生じたため、所要の改正を行うもの。 ・長期優良住宅（長期にわたり住み続けられるための措置が講じられた優良な住宅）の普及促進の観点から長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されることに係る申請手数料を定めるほか、所要の改正を行うもの。 		<p>2．長期優良住宅建築等計画認定申請手数料区分、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料区分の改定を行う。（別表第76の5項、第76の7項、第76の10項関係）</p> <p>(1) 長期優良住宅制度の創設前に建築された住宅又は新築時若しくは増改築時に認定されなかった住宅について、建築行為がなくとも事後的に認定（維持保全計画のみで認定）を受けられる仕組みに変更されたことに伴う手数料区分の見直し及び改定</p>
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 建築指導課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
71	仮設興行場等 建築許可申請 手数料	建築基準法第85条 第5項の規定に基 づく仮設興行場等 の建築の許可の申 請に対する審査	略	71	仮設興行場等 建築許可申請 手数料	建築基準法第85条 第6項の規定に基 づく仮設興行場等 の建築の許可の申 請に対する審査	略
		建築基準法第85条第6項の規定 に基づく仮設興行場等の建築の 許可の申請に対する審査	略			建築基準法第85条第7項の規定 に基づく仮設興行場等の建築の 許可の申請に対する審査	略
略	略	略	略	略	略	略	略
76の 3の4	建築物の用途 を変更して一 時的に興行場 等として使用 する建築物の 特例許可申請 手数料	建築基準法第87条 の3第5項の規定 に基づく建築物の 用途を変更して一 時的に興行場等と して使用する建築 物の特例の許可の 申請に対する審査	略	76の 3の4	建築物の用途 を変更して一 時的に興行場 等として使用 する建築物の 特例許可申請 手数料	建築基準法第87条 の3第6項の規定 に基づく建築物の 用途を変更して一 時的に興行場等と して使用する建築 物の特例の許可の 申請に対する審査	略
76の 3の5	建築物の用途 を変更して特 別興行場等と して使用する 建築物の特例	建築基準法第87条の3第6項の 規定に基づく建築物の用途を変 更して特別興行場等として使用 する建築物の特例の許可の申請 に対する審査	略	76の 3の5	建築物の用途 を変更して特 別興行場等と して使用する 建築物の特例	建築基準法第87条の3第7項の 規定に基づく建築物の用途を変 更して特別興行場等として使用 する建築物の特例の許可の申請 に対する審査	略

現行				改正案			
	許可申請手数料				許可申請手数料		
略	略	略	略	略	略	略	略
76の 5	長期優良住宅	略	略	略	略	略	略
	建築等計画認定申請手数料	既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定		略	略	既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	
略	略	略	略	略	略	略	略
76の 7	長期優良住宅	略	略	略	略	略	略
	建築等計画変更認定申請手数料	既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項か		変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合	1件につき11,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 略 イ 第2号等変	既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項か	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合 ア 略 イ 長期優良住

現行				改正案			
		ら第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	更の場合 9,000円			ら第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定又は同法第8条第2項において準用する同法第5条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定	宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第5号、第6号又は第7号に係る変更(以下この項において「第7号等変更」という。)の場合 9,000円
		の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	ウ 略			の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	ウ 略
		変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超えた額	1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額			変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超えた額	1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額
		200平方メートル以内の場合	ア 略 イ 第2号等変更			200平方メートル以内の場合	ア 略 イ 第7号等変更
			更の場合 11,000円				更の場合 11,000円
			ウ 略				ウ 略
		変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超えた額	1件につき21,000円と次に掲げる額を合算した額			変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超えた額	1件につき21,000円と次に掲げる額を合算した額
		500平方メートル以内の場合	ア 略 イ 第2号等変更			500平方メートル以内の場合	ア 略 イ 第7号等変更

現行				改正案			
		合	更の場合 16,000円 ウ 略			合	更の場合 16,000円 ウ 略
		変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超えた額	1 件につき35,000円と次に掲げる額を合算した額			変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超えた額	1 件につき35,000円と次に掲げる額を合算した額
		1,000平方メートル以内の場合	ア 略 イ 第2号等変			1,000平方メートル以内の場合	ア 略 イ 第7号等変
			更の場合 24,000円 ウ 略				更の場合 24,000円 ウ 略
		変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超えた額	1 件につき50,000円と次に掲げる額を合算した額			変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超えた額	1 件につき50,000円と次に掲げる額を合算した額
		3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅の場合）	ア 略 イ 第2号等変			3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅の場合）	ア 略 イ 第7号等変
			更の場合 47,000円 ウ 略				更の場合 47,000円 ウ 略
		変更に係る床面積の合計が	1 件につき92,000円と次に			変更に係る床面積の合計が	1 件につき92,000円と次に

現行				改正案			
		3,000平方メートルを超えた額	掲げる額を合算した額			3,000平方メートルを超えた額	掲げる額を合算した額
		5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	イ 第2号等変更の場合 63,000円 ウ 略			5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	イ 第7号等変更の場合 63,000円 ウ 略
		変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超えた額	1件につき157,000円と次に掲げる額を合算した額			変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超えた額	1件につき157,000円と次に掲げる額を合算した額
		10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	イ 第2号等変更の場合 78,000円 ウ 略			10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	イ 第7号等変更の場合 78,000円 ウ 略
		変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超えた額	1件につき257,000円と次に掲げる額を合算した額			変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超えた額	1件につき257,000円と次に掲げる額を合算した額
		20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	イ 第2号等変更の場合 141,000円 ウ 略			20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	イ 第7号等変更の場合 141,000円 ウ 略
		変更に係る床	1件につき			変更に係る床	1件につき

現行				改正案			
			面積の合計が316,000円と次に 20,000平方メートルを超え た額 30,000平方メートル以内の イ 第2号等変 更の場合 188,000円 ウ 略				面積の合計が316,000円と次に 20,000平方メートルを超え た額 30,000平方メートル以内の イ 第7号等変 更の場合 188,000円 ウ 略
			変更に係る床面積の合計が336,000円と次に 30,000平方メートルを超え た額 る場合(一戸建ての住宅を 除く。) イ 第2号等変 更の場合 235,000円 ウ 略				変更に係る床面積の合計が336,000円と次に 30,000平方メートルを超え た額 る場合(一戸建ての住宅を 除く。) イ 第7号等変 更の場合 235,000円 ウ 略
略	略	略	略	略	略	略	略
76の 10	長期優良住宅 建築等計画の 認定を受けた 地位の承継の 承認申請手 料	長期優良住宅の普及の促進に関 する法律第10条の規定に基づく 長期優良住宅建築等計画_____の認定 を受けた地位の承継の承認の申 請に対する審査	1件につき 6,000円	76の 10	長期優良住宅 建築等計画等 の認定を受け た地位の承継 の承認申請手 数料	長期優良住宅の普及の促進に関 する法律第10条の規定に基づく 長期優良住宅建築等計画又は長 期優良住宅維持保全計画の認定 を受けた地位の承継の承認の申 請に対する審査	1件につき 6,000円
略	略	略	略	略	略	略	略
備考				備考			

現行	改正案
略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市障害者歯科診療所条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1．障害者歯科診療所の名称及び位置（第2条関係） 名称を「みどりの家歯科診療所」とし、移転後の住所を「奈良市柏木町519番地の28」とする。</p> <p>2．診療科目、診療時間及び休診日、事業、利用者並びに使用料及び手数料については、移転前と同様とするため、この条例に必要な規定を置く。（第3条から第7条まで関係）</p> <p>3．奈良市総合福祉センター条例の一部改正（附則第2項関係） 総合福祉センターからみどりの家歯科診療所が移転することに伴い、所要の改正を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・総合福祉センターからみどりの家歯科診療所が移転するため。</p>		
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

奈良市総合福祉センター条例 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案
<p>(施設構成)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次に掲げる施設で構成する。</p> <p>(1) 障がい者福祉センターみどりの家</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>みどりの家歯科診療所</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第4条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる総合福祉センターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 第5条(第3号及び第4号を除く。)、第9条、第14条及び第16条に掲げる事業の実施に関する事。</p> <p>(2) 総合福祉センター(みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所を除く。)の利用承認及び利用制限に関する事。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条の3 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、総合福祉センター(みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所を除く。)の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合は、みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所の開館時間若しくは</p>	<p>(施設構成)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次に掲げる施設で構成する。</p> <p>(1) 障がい者福祉センターみどりの家</p> <p>ア 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第4条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる総合福祉センターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 第5条(第3号_____を除く。)、第9条、第14条及び第16条に掲げる事業の実施に関する事。</p> <p>(2) 総合福祉センター(_____みどりの家はり・きゆう治療所を除く。)の利用承認及び利用制限に関する事。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条の3 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、総合福祉センター(_____みどりの家はり・きゆう治療所を除く。)の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合は、_____みどりの家はり・きゆう治療所の開館時間若しくは</p>

現行		改正案																						
<p>休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。 (事業)</p> <p>第5条 障がい者福祉センターみどりの家は、次に掲げる事業を行う。 (1)~(3) 略 (4) <u>障がい者の歯科医療相談及び歯科診療に関すること。</u> (5)・(6) 略 (使用料等)</p> <p>第8条 <u>みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所において</u> 徴収する使用料及び手数料については、奈良市立診療所諸料金条例(昭和24年奈良市条例第28号)に定める使用料及び手数料の例による。</p> <p>別表第1(第4条の3関係)</p>		<p>休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。 (事業)</p> <p>第5条 障がい者福祉センターみどりの家は、次に掲げる事業を行う。 (1)~(3) 略 (4)・(5) 略 (使用料等)</p> <p>第8条 _____みどりの家はり・きゆう治療所において 徴収する使用料及び手数料については、奈良市立診療所諸料金条例(昭和24年奈良市条例第28号)に定める使用料及び手数料の例による。</p> <p>別表第1(第4条の3関係)</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>開館時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者福祉センター</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>みどりの家歯科診療所</td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>(1) <u>日曜日から水曜日まで、金曜日及び土曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)</u> (3) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u></td> </tr> <tr> <td>みどりの家はり・きゆう治療所</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>(1) 日曜日及び月曜日 (2) 休日 _____ _____ (3) 12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	開館時間	休館日	障がい者福祉センター	略	略	みどりの家歯科診療所	午前9時から正午まで	(1) <u>日曜日から水曜日まで、金曜日及び土曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)</u> (3) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u>	みどりの家はり・きゆう治療所	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日及び月曜日 (2) 休日 _____ _____ (3) 12月29日から翌年1月3日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>開館時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者福祉センター</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>みどりの家はり・きゆう治療所</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>(1) 日曜日及び月曜日 (2) <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)</u> (3) 12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	開館時間	休館日	障がい者福祉センター	略	略	みどりの家はり・きゆう治療所	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日及び月曜日 (2) <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)</u> (3) 12月29日から翌年1月3日まで
施設名	開館時間	休館日																						
障がい者福祉センター	略	略																						
みどりの家歯科診療所	午前9時から正午まで	(1) <u>日曜日から水曜日まで、金曜日及び土曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)</u> (3) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u>																						
みどりの家はり・きゆう治療所	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日及び月曜日 (2) 休日 _____ _____ (3) 12月29日から翌年1月3日まで																						
施設名	開館時間	休館日																						
障がい者福祉センター	略	略																						
みどりの家はり・きゆう治療所	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日及び月曜日 (2) <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)</u> (3) 12月29日から翌年1月3日まで																						

現行				改正案			
	福祉ホール	略	略		福祉ホール	略	略
略				略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1 . 休日歯科応急診療所の所在地について、現在の奈良市左京五丁目3番地の1から奈良市柏木町519番地の28に改める。(第2条関係)
3 制定改廃の理由	・総合福祉センター内に所在している休日歯科応急診療所の移転に伴う位置変更のため。		
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	健康医療部 医療政策課

奈良市立応急診療所条例 新旧対照表

現行	改正案												
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>												
<p>第2条 応急診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 応急診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 384 546 432">名称</th> <th data-bbox="546 384 1061 432">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 432 546 480">略</td> <td data-bbox="546 432 1061 480">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 480 546 536">奈良市立休日歯科応急診療所</td> <td data-bbox="546 480 1061 536">奈良市左京五丁目3番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市左京五丁目3番地の1	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 384 1554 432">名称</th> <th data-bbox="1554 384 2069 432">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 432 1554 480">略</td> <td data-bbox="1554 432 2069 480">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 480 1554 536">奈良市立休日歯科応急診療所</td> <td data-bbox="1554 480 2069 536">奈良市柏木町519番地の28</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市柏木町519番地の28
名称	位置												
略	略												
奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市左京五丁目3番地の1												
名称	位置												
略	略												
奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市柏木町519番地の28												

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1 . 第 2 条の表から大宮幼稚園の項、明治幼稚園の項、登美ヶ丘幼稚園の項及び大安寺西幼稚園の項を削る。(第 2 条関係)
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、本市の取組として次のとおり再編するため。</p> <p>(1) 大宮幼稚園、明治幼稚園及び大安寺西幼稚園を民間移管し、それぞれ公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する。</p> <p>(2) 登美ヶ丘幼稚園を閉園する。</p>		
5 施行期日	令和 5 年 4 月 1 日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略	略	略	略	略	略
幼稚園	略	略	幼稚園	略	略
	奈良市立佐保幼稚園	奈良市法蓮町757番地の8		奈良市立佐保幼稚園	奈良市法蓮町757番地の8
	奈良市立大宮幼稚園	奈良市大宮町二丁目1番16号		奈良市立大宮幼稚園	奈良市大宮町二丁目1番16号
	奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号		奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号
	奈良市立明治幼稚園	奈良市神殿町598番地の1		奈良市立明治幼稚園	奈良市神殿町598番地の1
	奈良市立富雄北幼稚園	略		奈良市立富雄北幼稚園	略
	奈良市立鳥見幼稚園	奈良市鳥見町三丁目11番地の2		奈良市立鳥見幼稚園	奈良市鳥見町三丁目11番地の2
	奈良市立登美ヶ丘幼稚園	奈良市西登美ヶ丘四丁目21番1号		奈良市立登美ヶ丘幼稚園	奈良市西登美ヶ丘四丁目21番1号
	略	略		略	略
	奈良市立西大寺北幼稚園	奈良市西大寺赤田町一丁目6番2号		奈良市立西大寺北幼稚園	奈良市西大寺赤田町一丁目6番2号
奈良市立大安寺西幼稚園	奈良市大安寺西一丁目348番地	奈良市立大安寺西幼稚園	奈良市大安寺西一丁目348番地		
奈良市立伏見南幼稚園	略	奈良市立伏見南幼稚園	略		

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） ・ 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第 号） ・ 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第 号） 	4 制定改廃の概要	<p>1．定年引上げに伴う給料月額（附則第4項関係） 当分の間、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に定年延長者として勤務する職員に対する給料月額を、60歳前の7割水準とする市職員の例により、企業職員の給与について公営企業管理者が定める規定を置く。</p> <p>2．左記の法律の改正に伴い、所要の文言整理を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・ 上記の法律の改正を受け、本市における職員の定年の引上げを実施する（上記奈良市職員の定年等に関する条例の一部改正による。）に当たり、その給与に関する所要の規定の整備を行うこととなった。これに準じ、企業職員についても同様の措置を講じる必要があるため。</p>		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	企業局 経営部 企業総務課

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関」という。)を利用してその運賃又は料金_____を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤が著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の用具で管理者が定めるもの(以下「自転車等_____」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しな</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下この条において「交通機関」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤が著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の用具で管理者が定めるもの(以下この条において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しな</p>

現行	改正案
<p>いこととすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員で引き続いて、又は職員を退職した日若しくはその翌日に、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の適用を受けることとなつた者（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。）</p> <p>3～8 略</p> <p>（非常勤の企業職員の給与）</p> <p>第17条 非常勤の企業職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>（再任用職員 _____ についての適用除外）</p> <p>第18条 第3条の2、第5条、第5条の3及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>いこととすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員で引き続いて、又は職員を退職した日若しくはその翌日に、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の適用を受けることとなつた者（地方公務員法第22条の4第1項 _____ の規定により採用された者を除く。）</p> <p>3～8 略</p> <p>（非常勤の企業職員の給与）</p> <p>第17条 非常勤の企業職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第18条 第3条の2、第5条、第5条の3及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項 _____ の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 職員（地方公務員法第22条の2第1項及び第22条の4第1項並びに附則第4条第1項及び第2項により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項及び第28項の規定の例により管理者が別に定める。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示（令和4年厚生労働省告示第52号）第4条による療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）の一部改正</p>	4 制定改廃の概要	<p>1. 別表第1に規定する利用料金の額のうち、保険外併用療養費（医科）の金額を改定する。（別表関係）</p> <p>(1) 保険外併用療養費（初診）(税込)</p> <p style="padding-left: 20px;">改正前 5,500円</p> <p style="padding-left: 20px;">改正後 7,700円</p> <p>(2) 保険外併用療養費（再診）(税込)</p> <p style="padding-left: 20px;">改正前 2,750円</p> <p style="padding-left: 20px;">改正後 3,300円</p>
3 制定改廃の理由	<p>・令和4年度診療報酬に関係する上記の改正に伴い、大規模な病院に対する患者集中を抑制するため、保険外併用療養費が改定されたため。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	健康医療部 医療政策課

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表第1（第11条関係）				別表第1（第11条関係）			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
保険外併用療養費（医科）	初診	1回につき	5,500円	保険外併用療養費（医科）	初診	1回につき	7,700円
	再診	1回につき	2,750円		再診	1回につき	3,300円
略		略		略		略	
備考				備考			
略				略			